

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 6 月29日
【会社名】	大正製薬ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAISHO PHARMACEUTICAL HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 上原 明
【本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目24番 1 号
【電話番号】	(03) 3985局2020 (大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 犬伏 義博
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区高田三丁目24番 1 号
【電話番号】	(03) 3985局2020 (大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 犬伏 義博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 4,831,200,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年6月7日付で提出いたしました有価証券届出書（平成24年6月28日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書により「第一部 証券情報」及び「第二部 企業情報」を訂正済）の記載事項のうち、その他の者に対する割当の募集条件、その他この自己株式処分に関し必要な事項が、平成24年6月29日に確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

4 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

第7 提出会社の参考情報

2 その他の参考情報

3【訂正箇所】

訂正箇所に_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【株式募集の方法及び条件】

(訂正前)

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	720,000株	4,377,600,000	-
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計(総発行株式)	720,000株	4,377,600,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 発行価額の総額は、平成24年6月6日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
6,080	-	100株	平成24年6月29日	-	平成24年6月29日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、平成24年6月7日(木)開催の当社取締役会において次のとおり決定しております。

発行価格は、平成24年6月29日(金)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(終値が存在しない場合は直近の取引日における終値)とする。

なお、上記算式表示については最低発行価額を定めないとしました。

その理由は、以下のとおりです。

本自己株式処分は、本株式交換において割当予定先である大正製薬が交換対価たる当社の普通株式の割当てを実施するために必要なプロセスの一つであること、また、本株式交換については、必要となる各社の株主総会等の承認を得ているにもかかわらず、最低処分価額を設定し、処分価額がこれを下回ったことにより本株式交換を中止せざるを得なくなった場合には、本株式交換も中止又は延期せざるを得なくなり、その結果、本株式交換の関係各社の既存株主の利益を害することにもなりかねないこと。

3 本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先との間で募集株式の総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。

5 払込期日までに、当社及び割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

(後略)

(訂正後)

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	720,000株	4,831,200,000	-
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計(総発行株式)	720,000株	4,831,200,000	-

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(注) 3の全文削除

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
6,710	-	100株	平成24年6月29日	-	平成24年6月29日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、平成24年6月7日(木)開催の当社取締役会において決定された算式に従い算出されたものです。

3 本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先との間で募集株式の総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとし、

5 払込期日までに、当社及び割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

(後略)

4【新規発行による手取金の使途】

(訂正前)

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,377,600,000	-	4,377,600,000

(注)1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額は、平成24年6月6日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,377,600,000円につきましては、今後運転資金に充当する予定であり、支出予定時期は平成25年3月中を予定しております。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

(訂正後)

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,831,200,000	-	4,831,200,000

(注)1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注)3の全文削除

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,831,200,000円につきましては、今後運転資金に充当する予定であり、支出予定時期は平成25年3月中を予定しております。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

第7【提出会社の参考情報】

2【その他の参考情報】

(訂正前)

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 四半期報告書及び確認書	(第1期) 第3四半期	自 平成23年10月3日 至 平成23年12月31日	平成24年2月13日 関東財務局長に提出
(2) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成23年11月1日 至 平成23年11月30日	平成23年12月14日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成23年12月1日 至 平成23年12月31日	平成24年1月13日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成24年1月1日 至 平成24年1月31日	平成24年2月14日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成24年2月1日 至 平成24年2月29日	平成24年3月9日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成24年3月1日 至 平成24年3月31日	平成24年4月6日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第1期)	自 平成23年10月3日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
(4) 内部統制報告書及びその添付書類			平成24年6月28日 関東財務局長に提出

(訂正後)

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 四半期報告書及び確認書	(第1期) 第3四半期	自 平成23年10月3日 至 平成23年12月31日	平成24年2月13日 関東財務局長に提出
(2) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成23年11月1日 至 平成23年11月30日	平成23年12月14日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成23年12月1日 至 平成23年12月31日	平成24年1月13日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成24年1月1日 至 平成24年1月31日	平成24年2月14日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成24年2月1日 至 平成24年2月29日	平成24年3月9日 関東財務局長に提出
	報告期間	自 平成24年3月1日 至 平成24年3月31日	平成24年4月6日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第1期)	自 平成23年10月3日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 関東財務局長に提出
(4) 内部統制報告書及びその添付書類			平成24年6月28日 関東財務局長に提出
(5) 臨時報告書		<u>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書</u> であります。	平成24年6月29日 関東財務局長に提出